

令和6年度 管理建築士講習 対面方式用 受講要領（郵送申込用）

登録講習機関

公益財団法人 建築技術教育普及センター

登録年月日：平成20年11月28日 登録番号：第1号

建築士法の規定により、建築士事務所の開設者は建築士事務所を管理する専任の建築士を置かなければならないとされています。建築士事務所を管理する建築士（以下「管理建築士」という。）は、建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならないと定められています。※管理建築士講習を一度修了されている方は、再度受講する必要はありません。

1) 講習案内

(1) 講習の概要

- 講習は1日で実施し、テキストを使用した講義（5時間）と修了考査（1時間）の構成になります。なお、講義と修了考査を別々の日で受けることはできません。また、講義はDVD又は講師により行います。
- DVDと表示されている講習日は、会場でDVDを視聴し、会場で修了考査を受験します。
- 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了考査を受験することができません。
- 講習は、下記「講習の時間割」により行います。
- インターネット申込ができない事由がある方については、受講希望日の講習を担当する各団体（各都道府県の建築士会または事務所協会）へお問い合わせください。各団体の連絡先については、受講要領の4ページ目に記載しております。

■ 講習の時間割

項目	内容	時間
受講説明	・講習概要の説明、注意事項の説明	10分
講義	・建築士法その他の関係法令に関する科目	5時間
	・建築物の品質確保に関する科目	
修了考査 (テキスト参照可)	・建築士法その他の関係法令に関する科目 ・建築物の品質確保に関する科目 ・30問、正誤方式	1時間

(2) 受講手数料（テキスト代、消費税を含む。）

16,500円

- 受講手数料は、お近くの郵便局に備え付けてある払込取扱票をご使用ください。払込完了後、申込書に貼付する受領証は、原本ではなく、コピーを貼付してください。（※振込手数料は受講者負担となります）
- 一旦納付された受講手数料は、当センターの責により講習を受けることができなかった場合を除き、返還しません。
- 受講資格審査の結果、受講資格なしと判定された方については、受講手数料を返還します。

(3) 講習地、講習日及び講習開始時間

- 希望する講習日については、当財団のHPにて確認できます。インターネット環境が無い方については、各都道府県の建築士事務所協会へお問い合わせください（連絡先は、4枚目に記載しております）。
- 講習の受付は申込受付順とし、一つの講習に受講希望者が集中した場合又は極端に少ない場合は、希望する講習地及び講習日で受講ができない場合があります。
- 講習開始時刻等の当日の実施時刻は、講習会場により異なりますので、講習を担当する建築士事務所協会（以下「各事務所協会」という。）の受講案内により確認してください。（講義時間及び修了考査時間の変更はありません。）

(4) 修了者の発表

- 修了者の発表は、講習実施月の翌月20日（土日祝日の場合は翌営業日）を予定しています。
- 修了者については、「修了証」の交付をもって修了の通知をします。その際、修了できなかった方にもその旨通知します。
- 修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を、当センターホームページに掲載します。
- 修了考査問題及び合格基準点等の概要の公表については、講習実施年度の翌年度4月末に各事務所協会及び当センター各支部で行うとともに、当センターホームページに掲載します。
- 修了証が届かない場合は、すみやかに当センター（050-3033-3823）へお問い合わせください。

2) 受講資格

(1) 受講資格

原則として、建築士事務所に所属する建築士（所属建築士名簿に記載された建築士）として3年以上、次の業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）に従事した者であること。

- 建築物の設計に関する業務
- 建築物の工事監理に関する業務
- 建築工事契約に関する事務に関する業務
- 建築工事の指導監督に関する業務
- 建築物に関する調査又は鑑定に関する業務
- 建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続の代理に関する業務
※建築物の施工管理（施工図の作成や安全管理等を含む。）は受講資格の対象業務としては認められません。

(2) 業務経験年数の計算

- 設計等の業務に従事した期間の算定は、建築士免許登録日から講習日前日までとします。ただし、申込の入力に当たっては、システムの関係上、「建築士免許登録日の翌月から講習申込月の前月までの期間」とします。
（例：建築士免許証の登録日が2月の場合は3月から、講習を6月に申し込んだ場合は5月までの期間がシステム上で入力できる期間となる。）

- ② 業務期間には、長期の療養や行政処分等により業務を行っていない期間が算入できません。
- ③ 業務期間には、同一時期に複数の物件の業務を行っていた重複期間は算入できません。

3) 受講申込

(1) 受講申込書の入手方法

- ・各都道府県の建築士会または建築士事務所協会にお問い合わせいただくことで、お取り寄せが可能です。
※郵送で申込書をお取り寄せの場合には、赤レターバック等をご準備していただく場合もございますので、各都道府県の建築士会または建築士事務所協会に必ずお問い合わせください。
- ・当財団のHPでもダウンロードが可能です。公益財団法人 建築技術教育普及センターのHPをご確認ください。

(2) 申込みに必要なもの

- ① 受講申込書
- ② 所有している建築士免許証（カード・賞状型どちらでも可）の写し（コピー）
※受講申込書の建築士免許証欄に「登録済」と表記がある方については、「登録済」の建築士免許証は不要となります。
「登録済」以外の建築士免許証を所有している場合は、②が必要となります。
※建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書
- ③ 顔写真1枚 縦4cm×横3cm（無帽・無背景・正面3分身の証明写真・6カ月以内に写したもの）
- ④ 振替払込請求書兼受領証（受講手数料の領収書）の写し（コピー）
- ⑤ 申込書及び受講用の返信用封筒（詳細は、各都道府県の建築士会事務所協会にご確認ください）
※返信用の封筒のご準備の際には、ご自身の宛先を明記し110円の切手を貼付していただくようお願いします

(3) 申込方法

- ① 記載済みの申込書を郵送する際は、申込書紛失等を防ぐ為に「簡易書留」にて担当団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）に郵送をお願いします。

(4) 受講手数料の支払い方法

以下の方法で、払込が可能です。※口座番号については、各申込書に記載しております。

- ① 郵便局の備え付けの払込票
- ② ATMでの払込（郵便局または銀行）
- ③ ネットバンキング
※ネットバンキングを利用した場合は、当財団に振り込んだことが分かる明細票を受講申込書に貼付してください。

(5) 申込みに関する注意事項

- ① 申込内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。受講資格の確認について必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに提出してください。指定された期限までに提出されない場合は、受講資格が確認できなかったものとして、受講資格なしと判定される場合があります。
- ② 申込みにより提出された書類については、受講資格なしと判定された場合を除き返還しません。
- ③ 車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、申込時に各事務所協会へ申出てください。ただし、障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合があります。

(4) 受講票の発行

受講票は、お申込み済みの担当団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）から郵送等いたします。届かない場合などは、担当団体にお問い合わせください。

4) 受講申込書の記入上の注意事項

(1) 業務経歴証明書

- ① 業務経歴には、原則として、建築士事務所所属する建築士資格取得後の設計等に関する業務（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）を、直近のものから休業期間を除いて業務の重複期間がないように、3年以上（36か月以上）記入してください。
- ② 記入した業務経歴がいずれも建築士事務所登録をしている勤務先での業務の場合は□にレ点を記入してください。
- ③ 業務経歴には、建築士免許証等（業務経歴を証明する建築士資格）の登録日以前の業務を記入できません。
- ④ 設計等業務の内容欄が足りない場合又は業務経歴の証明者が複数人いる場合は、当該用紙をコピーして使用してください。なお、複数枚になった場合は、それぞれに第三者証明が必要ですが、2枚目以降も同じ方に証明してもらう場合には署名のみでも可とします。
- ⑤ 個々の設計業務期間が短期で、年間に多数の物件を行っている場合は、設計等業務の内容欄に年間の代表的な建築物の「物件名」「構造」「設計等業務の内容」を記入し、その他〇件と記入してください。ただし、この場合一行に記入できる期間は1年間を限度とします。
- ⑥ 改修やリノベーション、リフォームの内、建築士事務所開設が不要な業務（壁紙の張替えなど）は管理建築士講習の受講資格と認められません。「改築」または「増築」（建築基準法第2条（用語の定義）参照）の場合は「リフォーム」等と記入せず、「改築」「増築」等明記してください。
- ⑦ 施工、解体、施工管理は管理建築士講習の受講資格と認められません。
（センターHP上に掲載しております「よくあるご質問」をご参照ください。）
- ⑧ 業務経歴証明書には、本人以外の下記の第三者による証明（以下「第三者証明」という。）が必要となります。
 - ・当該建築士事務所の管理建築士
 - ・上記による第三者証明が取得できない場合は、記載した業務経歴を証明できる建築士（※虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。）

■業務経歴証明書記入例

業務経歴証明書		原則として、建築士事務所に属する建築士（所属建築士名簿に記載された建築士）としての設計等に関する業務経歴（建築士法施行規則第20条の4第1項に規定する業務）について直近のものから3年以上記入してください。（業務期間に重複がある場合、重複期間を二重で計上しないでください。なお、記入方法は業務経歴証明書記入例を参照してください。）		
勤務先 (部課名まで)	業務経歴 (この期間における設計等業務の内容を具体的に記入)	年・月～年・月	期間 (月数)	
1 株式会社〇〇建築士事務所	〇〇事務所RC造の設計、その他共同住宅3件の設計	R02・1 R02・12	9	業務期間が重複している場合は、重複期間を除いて計算してください。 建築士免許登録後で直近の3年以上の業務を記入してください。 1行に12か月を限度として設計業務を記入。 注) 工事監理は受講資格として認められますが、工事管理は認められません。 該当する場合レ点を記入してください。
2 //	〇〇邸木造の設計、その他個人住宅3件の設計	H31・4 R02・3	12	
3 〇〇建設(株)設計課	〇〇ハイツRC造の設計・工事監理	H30・1 H30・10	10	
4 //	〇〇オフィスビルSRC造の設計・工事監理	H29・1 H29・12	12	
5				
上記の業務経歴はいずれも建築士事務所登録をしている勤務先での業務に間違いありません。				<input checked="" type="checkbox"/>
建築士免許登録後の業務期間の合計（上記1～5の業務期間の合計を右欄に記入してください。）			(3年(36か月)以上)	43
上記の記載内容は事実と相違ないことを証明し、第三者による証明（本人以外の建築士による証明）が必要な場合があります。 証明者氏名： 建築 太郎 建築士免許種類： 一級 (二級) 木造 登録都道府県名 (二級・木造は必ず記入)： 東京都 登録番号： 12345 勤務先等： 株式会社〇〇建築士事務所 連絡先： 090-1234-5678 【注意】虚偽の証明をした場合は、建築士として、処分を受けることがあります。				

5) 受講申込後の届出・変更等

(1) 受講申込書記載事項変更届

申込後に申込内容が変更になった場合は、お申込み済みの担当団体（建築士会または建築士事務所協会）にお問い合わせください。

(2) 講習日の変更について

お申込み済みの担当団体（建築士会または建築士）にお問い合わせください。

(3) 受講票の再発行

受講票を紛失した場合には、講習当日、講習会場で係員に写真が貼付されている身分証明書（建築士免許証明書・運転免許証等）を呈示し、申出てください。受講票を再発行します。

6) 受講時における注意事項

(1) 必ず携行するもの

- ① 受講票 ※講習時間中、常に必要となります。受講票の無い方は講習を受けることができません。
- ② 筆記用具 ※修了考査においては、HBの黒鉛筆（シャープペンを含む）、消しゴムが必要となります。
- ③ 身分証明書

講習当日、本人確認をする場合がありますので、身分証明書（原則として、顔写真付きのもので、建築士免許証明書、運転免許証等）を持参してください。

(2) テキスト

講習テキストは講習日に講習会場にて配付します。講義で使用したテキストは、修了考査において参照が可能です。

(3) 在席の確認

講義及び修了考査の時間中に在席を確認します。離席等の時間が一定時間を超えた場合には欠席扱いとなります。

(4) 無線通信機器

講習時間中における携帯電話等の無線通信機器の使用は禁止されています。携行する場合には電源を切ってカバン等にしまって自己管理してください。なお、修了考査時において、携帯電話等を使用した場合には不正行為とみなされますので特に注意してください。

(5) 講習会場における飲食及び喫煙

講習会場における飲食及び喫煙については講習会場での案内に従ってください。

(6) 講習内容の録音・撮影

講習内容の録音及びビデオ撮影は禁止されています。

(7) 講習会場へのアクセス

講習会場及びその周辺への自家用車等の駐車については、駐車場を確保しておりません。電車、バス等の公共交通機関を利用してください。もし、違法駐車で警察又は講習会場等から撤去要請があった場合は、講習時間中又は修了考査時間中であっても退室し、車を撤去していただきます。※詳細は、受講希望日の講習を担当する各事務所協会の受講案内等で確認してください。

7) 個人情報の取扱い

- ・管理建築士講習を修了した場合、入力された受講申込み情報は国土交通大臣に提出されます。
- ・入力された受講申込情報は受講票の発行等管理建築士講習を円滑に実施するために利用します。
- ・また、当財団のデータベースに登録し、過去受講情報の照会、管理建築士講習の情報提供等に利用します。個人情報の取り扱いについての詳細は、当財団の「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。（https://www.jaeic.or.jp/other_info/jaeic-privacypolicy.html）

8) 建築士事務所登録

- ・建築士事務所の登録を受けるためには、都道府県知事に申請をする必要があります。建築士法の規定に基づき、都道府県知事が登録を行うかどうかを審査します。本講習を修了しても、審査により建築士法第23条の4の規定に該当する場合などで、登録を拒否される場合がありますので、ご注意願います。

■ 受講申込書の受付場所・問合せ先

下記よりご希望の講習会を担当する各事務所協会の所在地をご確認いただきお申込みください。

また、受講申込書の申込方法、受付状況及び講習会場の案内等については、講習を担当する下記の各事務所協会へお問い合わせください。

受講申込書配布・受付場所	郵便番号	所在地	電話番号	
(一社) 北海道建築士事務所協会	060-0806	札幌市北区北6条西6-2	設計会館 9F	011 (788) 7650
(一社) 青森県建築士事務所協会	030-0803	青森市安方2-9-13	青森県建設会館 5F	017 (773) 1596
(一社) 岩手県建築士事務所協会	020-0016	盛岡市名須川町18-16	建築会館	019 (651) 0781
(一社) 宮城県建築士事務所協会	980-0011	仙台市青葉区上杉2-2-40	宮城県建築設計会館	022 (223) 7330
(一社) 秋田県建築士事務所協会	010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル 6F	018 (865) 1225
(一社) 山形県建築士事務所協会	990-0023	山形市松波4-1-15	山形県自治会館 3F	023 (615) 4739
(一社) 福島県建築士事務所協会	960-8061	福島市五月町4-25	福島県建設センター5F	024 (521) 4033
(一社) 茨城県建築士事務所協会	310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館 2F	029 (305) 7771
(一社) 栃木県建築士事務所協会	320-0032	宇都宮市昭和2-5-26		028 (621) 3954
(一社) 群馬県建築士事務所協会	371-0846	前橋市元総社町2-23-7		027 (255) 1333
(一社) 埼玉県建築士事務所協会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館 5F	048 (864) 9313
(公社) 千葉県建築士事務所協会	260-0012	千葉市中央区本町2-1-16	千葉本町第一生命ビル 2F	043 (224) 1640
(一社) 東京都建築士事務所協会	160-0022	新宿区新宿5-17-17	渡菱ビル 3F	03 (3203) 2601
(一社) 神奈川県建築士事務所協会	231-0032	横浜市中区不老町3-12	加瀬ビル 201 2F	045 (228) 0755
(一社) 山梨県建築士事務所協会	400-0031	甲府市丸の内1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 2F	055 (225) 1251
(一社) 長野県建築士事務所協会	380-0936	長野市岡田町124-1	長水建設会館 2F	026 (225) 9277
(一社) 新潟県建築士事務所協会	951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル 6F	025 (265) 4748
(一社) 富山県建築士事務所協会	930-0094	富山市安住町7-1	富山県建築設計会館 2F	076 (442) 1135
(一社) 石川県建築士事務所協会	921-8036	金沢市弥生2-1-23	石川県建設総合センター5F	076 (244) 5152
(一社) 福井県建築士事務所協会	910-0859	福井市日之出5-4-7	福井県建築会館 3F	0776 (54) 1552
(一社) 静岡県建築士事務所協会	420-0853	静岡市葵区追手町2-12	静岡安藤ハザマビル 7F	054 (255) 8931
(公社) 愛知県建築士事務所協会	460-0003	名古屋市中区錦1-18-24	いちご伏見ビル 5F	052 (201) 0500
(一社) 三重県建築士事務所協会	514-0037	津市東古河町8-17	システックビル 4F	059 (226) 4416
(一社) 滋賀県建築士事務所協会	520-0801	大津市におの浜1-1-18	建設会館 3F	077 (526) 4476
(一社) 京都府建築士事務所協会	603-8163	京都市北区小山南大野町1	紫明会館 1F	075 (334) 5277
(一社) 大阪府建築士事務所協会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-10	大阪建築会館 2F	06 (6946) 7065
(一社) 兵庫県建築士事務所協会	650-0011	神戸市中央区下山手通5-9-18	古河ビル 4F	078 (351) 6779
(一社) 奈良県建築士事務所協会	630-8115	奈良市大宮町2-5-7	奈良県建築士会館	0742 (34) 8850
(一社) 和歌山県建築士事務所協会	640-8045	和歌山市ト半町38	建築士会館 3F	073 (432) 6539
(一社) 鳥取県建築士事務所協会	680-0022	鳥取市西町2-102	西町フロイドビル	0857 (23) 1728
(一社) 島根県建築士事務所協会	690-0886	松江市母衣町175-8	建築会館 1F	0852 (23) 2582
(一社) 岡山県建築士事務所協会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19	建築会館 3F	086 (231) 3479
(一社) 広島県建築士事務所協会	730-0013	広島市中区八丁堀5-23	オガワビル 2F	082 (221) 0600
(一社) 山口県建築士事務所協会	753-0072	山口市大手町3-8	山口県建築士会館内	083 (925) 6701
(一社) 徳島県建築士事務所協会	770-0847	徳島市幸町3-55	自治会館 2F	088 (652) 5862
(一社) 香川県建築士事務所協会	760-0018	高松市天神前5-18	ルモンド田中ビル 3F	087 (812) 3201
(一社) 愛媛県建築士事務所協会	790-0002	松山市二番町4-1-5	愛媛県建築士会館 3F	089 (945) 5200
(一社) 高知県建築士事務所協会	780-0870	高知市本町4-2-15	高知県建設会館 3F	088 (825) 1231
(一社) 福岡県建築士事務所協会	812-0013	福岡市博多区博多駅東3-14-18	福岡建設会館 5F	092 (473) 7673
(一社) 佐賀県建築士事務所協会	840-0041	佐賀市城内2-2-37	建設会館内	0952 (22) 3541
(一社) 長崎県建築士事務所協会	850-0874	長崎市魚の町3-33	長崎県建設総合会館 4F	095 (826) 7010
(一社) 熊本県建築士事務所協会	862-0976	熊本市中央区九品寺4-8-17	熊本県建設会館別館 2F	096 (371) 2433
(一社) 大分県建築士事務所協会	870-0016	大分市新川町2-4-48		097 (537) 7600
(一社) 宮崎県建築士事務所協会	880-0805	宮崎市橋通東2-9-19	宮崎県建設会館 4F	0985 (29) 1188
(一社) 鹿児島県建築士事務所協会	890-0055	鹿児島市上荒田町29-33	鹿児島建築設計会館	099 (251) 9887
(一社) 沖縄県建築士事務所協会	901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館	098 (879) 1311
(公財) 建築技術教育普及センター	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル 3F	050 (3033) 3823

当センターホームページで、制度案内、受講に関する情報を提供しています。 <https://www.jaeic.or.jp/>